習志野市教育委員会会議録
（令和８年第９回定例会）

１　期　　日　　令和８年９月２４日（木）
市庁舎３階大会議室
開会時刻　　午後３時００分
閉会時刻　　午後４時４２分

２　出席委員

教育長	小熊　隆
委員	高橋　浩之
委員	馬場　祐美
委員	鎌田　尊人
委員	竹谷　嘉夫

３　出席職員

学校教育部長	上原　香
生涯学習部長	海老原　智実
学校教育部参事	佐々木　博文
学校教育部次長	大竹　博和
生涯学習部次長	川窪　一就
学校教育部副参事	志摩　豊
教育総務課長	中野　充
学校教育課長	奥秋　裕司
児童生徒指導課長	櫻井　智之
学習指導課長	田中　紀代美
総合教育センター所長	青野　孝幸
社会教育課長	河栗　太一
生涯スポーツ課長	伊東　尚志
学校教育部主幹	石井　義之
学校教育部主幹	西川　彰
学校教育部主幹	藤代　薫
学校教育部主幹（学校給食センター所長）	田村　栄介
学校教育部主幹（習志野高等学校事務長）	袴田　武志
学校教育部主幹	鈴木　貴幸
学校教育部主幹	鶴岡　佑介
学校教育部主幹	松田　裕美
学校教育課主任管理主事	伊藤　将啓
児童生徒指導課主任指導主事	渡辺　明日子
学習指導課主任指導主事	坂井　祐介
生涯学習部主幹	近藤　孝洋

４　議題

第１　前回会議録の承認
第２　報告事項
　　（１）　臨時代理の報告について（令和7年度教育費決算について）
　　（２）　令和9年度休日における中学校部活動地域展開の方向性について
　　（３）　令和9年度全国高等学校総合体育大会　水泳（水球）競技の開催について
第３　議決事項
第４　協議事項
　　協議第1号　　市立各小・中学校における天候悪化への対応について
　　協議第2号　　高校就学における支援の在り方について
　　協議第3号　　市立小学校における日本語指導教室の新設について
　　協議第4号　　鷺沼小学校用地の取得について
　　協議第5号　　次回教育委員会定例会の期日について
第５　その他

５　会議内容

小熊教育長
令和8年習志野市教育委員会第9回定例会の開会を宣言。

小熊教育長
本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が3名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。
また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員１０名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長
会議規則第１３条の規定により、協議第４号を非公開とし、協議第４号の非公開部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長
令和8年第8回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項（1）　臨時代理の報告について（令和7年度教育費決算について）　　（教育総務課）

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項（1）は終了した。

報告事項（2）　令和9年度休日における中学校部活動地域展開の方向性について
（学習指導課）

田中学習指導課長

報告事項（2）「令和9年度休日における中学校部活動地域展開の方向性について」、説明する。

本件は、市教育委員会事務局職員と6名の市立小中学校の校長、習志野市スポーツ協会事務局長を委員として構成する習志野市地域部活動検討委員会において検討した内容である。

スライド番号1番を御覧いただきたい。現在、本市では、3つの形態によって検証を行っている。令和7年度教育委員会第8回定例会で説明したように、既存の部活動に市が指導員を派遣する地域連携型、学校の枠を超えて児童生徒が地域のクラブに所属し地域全体で支える地域クラブ型、市が委託した事業者が指導者の確保や運営を担う民間委託型の3つがある。

スライド番号2番を御覧いただきたい。令和9年度は、地域連携型を民間委託型に吸収し、地域クラブ型と民間委託型の2形態で、部活動地域展開を進めていきたいと考えている。この方針は、先述の第8回定例会にてお示ししているが、ここまでの検証結果を踏まえ、改めて方針どおりに令和9年度に地域連携型を民間委託型に吸収することを習志野市地域部活動検討委員会の案とした。

スライド番号3番を御覧いただきたい。吸収する理由は指導者確保力の違いである。これまで検証した結果、現時点で既に地域連携型では指導者確保が困難となっており、民間委託型では確保が安定していることが挙げられる。

ここで、現状について、3点お伝えしたい。1点目は、学校が求める競技への指導者確保の現状。2点目は、1クラブにつき複数の指導者確保が可能であるかの現状。3点目は、国が示している、令和13年度までに休日に活動している部活動地域展開の完全実施の達成が可能であるかの現状である。

スライド番号4番を御覧いただきたい。まず、1点目の学校が求める競技への指導者確保の現状についてである。地域連携型では、これまで学校が求める競技の指導者について、教育委員会が人材バンクへの登録や、市のホームページへの掲載、指導者同士のつながり等により、指導者の確保を進めてきたところであるが、今年度は、人材バンクへの申込みや教育委員会の指導者申込みに関する問合せなどは1件もなく、指導者の確保が難航した。その一方、民間委託型は、全クラブの指導者の確保ができている。

スライド番号5番を御覧いただきたい。2点目は、1クラブにつき複数の指導者確保が可能であるかどうかの現状である。ハラスメント等の未然防止、欠勤の対応、教員の休日指導軽減の観点から、可能であれば1クラブにつき2名程度の指導者を確保したいと考えるが、地域連携型では1名が精一杯な状況となっており、一方の民間委託型では各クラブ2名の配置が可能となっている。

スライド番号6番を御覧いただきたい。3点目は、国が示している、令和13年度までに休日に活動している部活動地域展開の原則完全実施の達成が可能であるかどうかの現状である。これまでに述べたとおり、地域連携型の確保力では相当に困難であると考えられる。一方、民間委託型では、現状では対応可能と考えられる。

スライド番号7番を御覧いただきたい。これらの3点は、民間事業者において、これまで培ってきた人材ネットワークや指導者を確保するノウハウを有しているからこそ可能となっている。したがって、民間事業者を活用して、必要な指導者を確実に確保していきたい。そして、近隣市の状況を鑑みた際、この指導者確保力は、令和9年度においてかなり重要であると考える。

スライド番号8番を御覧いただきたい。近隣市において注目すべきは令和10年度であると考えている。各市とも確実に指導者を増員させているのはもちろんであるが、船橋市が指導者確保を開始する年となるので、その動向に注意が必要である。今後、本市において地域クラブ活動のクラブ数が拡大すれば、必要となる指導者も増えていく。さらに、近隣市でも地域展開が進めば、指導者の確保が一斉に必要となり、人材確保がさらに難しくなることが想定される。このため、必要になってから確保するのではなく、現段階から計画的に指導者を確保していくことが重要だと考えている。こうした状況を踏まえ、本市としては、令和9年度に指導者確保の拡大を進めたい。

スライド番号9番を御覧いただきたい。経費の比較についてである。運動部活動において、指導

者の確保、拡充を必須とした上で、令和8年度の15クラブから令和9年度に30クラブへと拡充した際の「型」の違いによる比較である。

なお、30クラブの設定については、令和7年度教育委員会第8回定例会でお示しした令和9年度の目標数のうち運動部活動の数値である。また、1クラブにつき2名確保することを前提に算出している。加えて、同じ規模にて、地域連携型と民間委託型を併用した場合と、令和9年度に予定している民間委託型への吸収の場合とで比較をしている。

併用の場合の合計額は、約2,567万円となり、吸収の場合は約3,134万円となる。その際の市の負担額は、補助金交付後の令和8年度実質負担率を参考にした結果、併用の場合は約1,463万円、吸収の場合は約1,786万円となり、その差額は約323万円となる。

スライド番号10番を御覧いただきたい。続いて、令和8年度経費と令和9年度予定経費での比較である。市の令和8年の負担額は約657万円で、令和9年度との差額は、プラス1,129万円となる。市の負担額は増加するが、先ほど述べた理由から、令和9年度の休日における中学校部活動地域展開の方向性については、地域連携型を民間委託型へ吸収する方針で進めたい。次年度の予算については、現時点での確定はできないため、今後、予算が確定したときに変更点も含め御報告したい。

最後に、今後の方針案について、習志野市地域部活動検討委員会にて検討段階の現時点のものとなるが、参考までに説明したい。

スライド番号11番を御覧いただきたい。令和8年度以降のロードマップ案である。まず、緑色の箇所にある「（＋1）」の記載についてであるが、これは、地域クラブ型の管楽器講座である。学校の吹奏楽部がクラブ化したものではなく、完全に別の団体としてクラブとなり、活動しているからである。令和9年度の運動部活動においては、民間委託型が30クラブ、地域クラブ型が陸上7クラブの合計37クラブを目指す。

令和10年度については、54クラブを目標とすることを検討していく。これまでの教職員対象の休日の部活動指導を希望するかについてのアンケート結果から、令和9年度の47部活動あるうちの17は、教職員が指導するクラブへと移行できるものと考え、37クラブに17 クラブを加えた54クラブを目標値にしたい。

さらに、令和11年度からについては、中学生の減少や指導者の不足を踏まえると、現在習志野市内の中学校において休日に活動している部活動数である84を維持することは困難であると認識している。最終的なクラブ数については、習志野市地域部活動検討委員会の検討では、段階的に協働展開型により部活動をまとめていくことでクラブ化させ、中学生数減少や指導者不足に対応していくことを一案としている。

最後に、協働展開型について説明したい。

スライド番号12番を御覧いただきたい。協働展開型とは、「千葉県部活動の地域展開に関する令和8年度施策」で示されたもので、生徒が学校の垣根を越えて交流するクラブである。本市で検証している地域クラブ型が、最終的に目指したいモデルである。

協働展開型の例を御覧いただきたい。数字は現在の実数ではなく、今後起こりうる仮の数字である。7校にそれぞれある野球部の生徒数は、1校では試合が成立しない学校も散見されると考えられる。しかしながら、生徒数では成立しない学校においても、指導者は1名ずつ配置されている。この状況を市内で3クラブにまとめることができれば、指導者数については、現時点では7部活動につき7名必要だったところが、3クラブ3名で済むことになる。本市で検証している地域クラブ型では、複数校で参集して行う活動が陸上では年3回ほど、管楽器では年10回ほどとなっているので、今後は、他自治体で実施している協働展開型のケースを参考に、本市の地域クラブ型をブラッシュアップさせ、持続可能性について習志野市地域部活動検討委員会にて検討したいと考えている、と概要を説明。

馬場委員
数年前から地域展開を進めてきた習志野市としては、段階的にやってきた経緯もあり、スムーズに移行できていると思っていた。
指導者の確保に懸念があるということで、このような報告になっているようだが、教育委員会の人材バンクへの申込みに関する問合せが今年度はなかったとの説明であったが、現在の登録数は分かるか、と質問。

田中学習指導課長
今年度は8クラブで8名の指導員を配置している。それ以外に登録者がいるかどうかについては確認して後ほどお答えしたい、と回答。

馬場委員
その方々は、民間委託型に移行した後は、どのような扱いになるか、と質問。

田中学習指導課長
民間委託型に移行した場合は、民間事業者に登録し、その民間事業者から派遣される形になる、と回答。

馬場委員
民間事業者とは、1者と委託契約をしていると思うが、今後、部活動を担っていただくことが多くなったときに1者で大丈夫なのかという懸念がないか、と質問。

田中学習指導課長
1者で問題ないと考えている、と回答。

馬場委員
その理由は何か、と質問。

田中学習指導課長
複数の事業者に分散するより、まとめて1者にお願いしたほうが要望も伝わりやすく、また事前に人数を伝えて人を確保いただけると考えている、と回答。

馬場委員
今、委託している事業者は、クラブ数が増えても対応ができる体力があると判断してよいか、と質問。

田中学習指導課長
どこまで対応できるか、何年か先にどうであるかという確認は、現段階でできていない、と回答。

馬場委員
令和10年度に54クラブになるところが今のところの最大値だと思われるが、そこは委託事業者としっかりと話し合う必要があると思うが、現時点ではどうか、と質問。

田中学習指導課長
現在の事業者ともそうであるが、今後の方向性について事業者と話し合い、令和10年度ある

いはそれ以降の見通しをしっかりと持って、今後の事業者選定をしていきたい、と回答。

馬場委員

「年度が明けて、クラブ数を増やしました。でも、指導者は確保できていません。」という事態は絶対に避けなければならない。今からしっかりと対応していただきたい、と要望。

高橋委員

民間委託の指導者にも教職員が入っている場合もあると思うが、民間委託の指導者のうち教職員がどのぐらい占めているのかを教えていただきたい。

また、これから民間委託が増えてくると、指導者や指導計画が大変大事になる。今年の４月に中学校部活動地域展開に係わる生徒や保護者等へのアンケートがあったが、委託した民間事業者がきちんとやってくれているかどうかが、非常に重要になってくる。そこで、民間委託の仕組みや、その仕組みによって派遣される指導者に対する生徒や保護者、教育委員会の現状の評価についても教えていただきたい、と質問。

田中学習指導課長

民間委託事業者の中の教職員の人数について、また、地域全体のアンケートに関する評価についても、確認して後ほどお答えしたい、と回答。

高橋委員

地域全体の評価ではなく、民間委託型が今後増えてく上で、民間事業者が行った場合の仕組みや、派遣される指導員が問題になると思うので、地域全体ではなく、特にそこに絞って伺いたい。

地域連携型であれば、ある面で教育委員会が保証しているということもあると思うが、民間委託型の仕組みではどのような方が指導者として派遣されるかということが一番心配である。そのことに関して、以前報告を受けたアンケートではそこに関しての報告がないと感じていたが、これから民間委託型が増えるに当たり問題がないかどうかを確認したいので、教育委員会や生徒、保護者がどう評価しているのかをお尋ねしたい、と質問。

坂井学習指導課主任指導主事

部活動に関し、教職員、生徒や保護者が実際にどう感じ、どう評価しているかということについては、検証事業が始まったばかりであり、教育委員会としての正式な評価に関しては、これから継続的に検証していかなければならないことだと思っている。

ただし、技術的な指導の面では、これまでは専門でない職員が顧問として指導をしなければならなかったところが、民間の専門的な知識や技術を持った方が指導するようになったことで、技術の向上には役立っているという生徒や保護者の声が、教育委員会に一定数届いている、と回答。

小熊教育長

現在アンケートの結果を確認中ということであれば、現場の感覚で構わないので、もう少し説明していただきたい、と発言。

伊藤学校教育課主任管理主事

私が勤務していた学校では、教職員が民間事業者に登録をして、兼職兼業で行っていた。保護者からは、信頼できる教員の指導というところで、評価は非常に高かったと思う。

一方、他の学校においては、教員ではない指導者も在籍していることから、保護者からは、教員としての指導が欲しいという意見が少しあったが、技術的な指導に関しては満足しているという

評価であったと思う、と回答。

小熊教育長

昨年、指導しているところを何校か見て回ったところでは、伊藤主任管理主事から話があったとおり、技術的なことに関しては、私もかなり進んでやっていると感じた。

その一方で、部活動においても生活指導も含めた生徒指導は当然に伴うので、そういう部分では当面学校が協力してやっていかないと難しい面もあるとも感じた、と発言。

高橋委員

状況がとてもよく分かった。

いろいろな事情があって、民間委託が増えていくことは、ある面で当然なのかもしれないが、できることならば、保護者や生徒から、これまでは先生から安心して御指導いただいていたけれど、民間委託になっても今まで以上に良い活動ができたという評価が受けられるように展開させていただきたい、と要望。

鎌田委員

３点質問をしたい。

１点目は、文化部系は民間委託型になっていくのかどうかということである。例えば、吹奏楽やブラスバンドは大変優秀で、現状でとても良い指導をされているかと思うが、これを民間委託型にするのかどうかについてお聞きしたい。

２点目は、地域クラブ型、民間委託型を残す意味は何かということである。スライド番号１１番を見ると、令和8年度、令和9年度、令和１０年度と、地域クラブ型は全て陸上の7で変わりがない。民間委託型を増やしていくというのに、地域クラブ型の陸上を7つ残している理由をお聞きしたい。

３点目は、令和9年度から令和１０年度にかけて、民間委託型を30から47に増やすというところで、教職員を投入するような話を先ほどお聞きしたが、その時点で民間委託型の中での教職員の割合は上がっていくのかということである。たぶん懸念されているのは、教育のレベルを担保できるのかどうかというところだと思うので、お聞きしたい、と質問。

田中学習指導課長

まず、１点目について、現段階では、令和１０年度までの計画を立て、運動部活動について民間委託型に吸収していきたいと考えている。もう一方の文化部活動についてどのような形にしていくかについては、今後検討していきたい。

次に、２点目について、地域クラブ型は、先ほど野球部の例でお示しした協働展開型のモデルとなるため、残していきたいと現段階では考えている。

最後に、３点目について、令和１０年度にクラブの数が増えた場合の教職員の割合については、アンケートを取った結果、増えると予想しているが、その数については、今後具体的なことが進んだときに判明する数字であり、現段階ではお答えできない、と回答。

鎌田委員

１点目と2点目は分かった。

３点目について、現時点でも民間事業者に登録している教職員はいるが、その登録がより多くなることによって民間委託型が増えていくという試算であるのか、と質問。

田中学習指導課長。

教職員も含めての登録があるということを想定している、と回答。

鎌田委員

教職員が土日を休むための地域展開というわけではないかもしれないが、それをまず発端として民間委託型にするといった働き方改革の面もあったと思う。ところが、令和9年度から令和10年度に、教職員は、結局のところ、土日に民間事業者に採用されつつ指導に回るというのは、何か逆戻りではないかというのが、質問した意図である、と発言。

坂井学習指導課主任指導主事

御指摘の働き方改革という点もあるので、当然、民間委託型になることで教職員が全て民間事業者に移行するというものではない。部活動をやりたいという教職員に関しては、民間委託型に登録をするであろうが、今まで部活動をやっていた顧問の全てが民間委託型に移行して割合が増えるのかというと、そこまでではないと考えている。

ただし、民間委託型に移行する際には、部活動をやりたい教職員の活動の場を確保して携わる道を残すという点に加えて、これから学習指導課として考えなければいけない重要な点として、地域の方をどれだけ民間委託型につなげられるかということがある。民間に委託するから全ての人材を民間が選んで、その結果誰だかよく分からない方がどんどん入ってくるということではなくて、できる限りその競技の専門性を確保しつつも、教育として成立することができるように、学校教育に理解をしていただける方を増やして、どれだけ裾野広げていけるか、ということが非常に大事だと思っている。学習指導課でも、各種団体に働きかけをしているところである。

その割合について、今の時点で、これだけ増減するということを数値としてはお答えできず申し訳ないが、これも現場感覚の話にはなってしまうが、教職員の中に部活動を指導したいという者がかなり多くいる。そのことに対して、自分の専門性を生かせる場所であるとか、自主的にやりたいという教職員の活動の場を残すという意味で、民間委託型になっても教職員が選べる環境を整備していくということも、教育委員会として大事だと考えている、と回答。

小熊教育長

現状においても、種目によっては既に地域クラブの指導者の中に小学校の先生方が入って指導しているケースもあり、また、陸上の方でも、退職をされた先生方が手伝いをされているところである。

少し補足をさせていただくと、教育の問題については、当面は、様々な方に協力していただき、教育という仕事に関わった経験のある方を含めた組織を作っていかなければならないと考えている。軌道に乗った段階でそういったノウハウが高まっていけば可能だとは思うが、スタートに関しては、かなり慎重にやらなければならないと私自身は考えている、と発言。

鎌田委員

教育者としての裾野も広げるという観点から、民間事業者に登録してやっていただくということであると理解した、と発言。

竹谷委員

この問題は、教育の質の問題と人材確保の問題であると思う。

質の問題に関しては、この先、高い質が確保されるように検討していくということが必要だと思うが、心配しているのは、近隣市のクラブ数がだんだん増えてくることである。

民間事業者は、おそらく他の市もテリトリーに入れているだろうと考えたときに、取り合いになるのではないか。取り合いになってから考えるのでは遅いと思う。

一方で、調べたというわけではないが、例えば習志野市の現状を見ると、そのスポーツをやって

いるけれども、自分が持っているノウハウを誰かに教えるということをしていないという人が数多くいるのではないか、実は指導ができる人という人が意外と埋もれているのではないかと思っている。それなのに、教育委員会がいろいろな形で募集をしても、なかなか集まらない状況なのではないか。

この場で発言するのがふさわしいかどうかは分からないが――習志野市全体として、様々な人員の募集をしていると思う。例えば、保育士を募集したり、スポーツの指導者を募集したり、各部署でいろいろと募集をしていると思う。それでは力が分散してしまうだろうと考えていて、例えば、習志野市全体として、人材を集める仕組みを作って、そこで保育士も指導者も集める形がとれないだろうかと思っている。応募する側も、市が募集しているのであれば安心だろうし、市から民間事業者に紹介する形でも構わないと思う。

いずれにしても、そんなようなことができないのかなと思ったので意見させていただいた、と発言。

中野教育総務課長

今のお話には、教育委員会のみならずということが根底にあるかと思うが、市長事務部局でも、市民協働としてNPO法人やクラブ活動を行っている団体などと係わりがある。しかしながら、そういった部署と、我々の間に現在直接的な結びつきがあるかというと、なかなか難しいところである。

今後、市民協働が広がっていくという話もあるので、人材バンクとまではいかないかもしれないが、市内にいらっしゃる専門の方々ややりたいという気持ちのある方々と連携できるような仕組みについて、そういった部署と協議し、連携していきたい、と回答。

坂井学習指導課主任指導主事

回答を保留していた馬場委員と高橋委員の質問に回答したい。

まず、人材バンクの現在の登録者数は、13名となっている。

次に、民間委託事業者の中の教職員の人数は8名である。

また、アンケートに関する評価について、具体的なアンケートの結果は、保護者319名から集めたアンケートによると、とても満足が88名、やや満足が98名、普通が113名、やや不満が13名、不満が7名であった。不満の主な理由は、休日と平日の指導の接続の難しさであった。指導者が変わるので、その辺りが主な不満の理由として挙げられていた、と回答。

高橋委員

私はこれまで教員養成をしてきたので、教員がとても大事であるという感覚が強いところがあると思うが――令和8年4月に報告があった教職員に対するアンケートでは、休日の指導について希望するという教職員は、小学校で8%、中学校では39%で、多くの人は希望しないという結果であった。習志野市においてどうであったかは分からないが、ニュース等を見ると、自分の専門でもないのに、あるいは家族がいるのに休日に部活動に行かざるを得ないという教員の声は非常に強く出ていて、今回の改革も、そういうものが大きく影響していると思う。

ぜひ、小学校の90%以上、中学校の60%以上の教職員が何とか休日に行かざるを得ないということにならないように、制度設計をしていただきたい、と要望。

馬場委員

国は、令和13年度までに休日の部活動に対して完全実施をしていると思うが、国の動向としてその後、休日以外の平日をどうするという提示はあったか。平日もというのなら話が変わってくるので確認したい、と質問。

田中学習指導課長

国は、原則として令和13年度までに休日の部活動について完全実施を目指すとしているが、平日の部活動については、確認して後ほどお答えしたい、と回答。

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3)　令和9年度全国高等学校総合体育大会　水泳(水球)競技の開催について
(生涯スポーツ課)

近藤生涯学習部主幹

報告事項(3)「令和9年度全国高等学校総合体育大会　水泳(水球)競技の開催について」、説明する。

1ページの1(2)の開催状況にある表を御覧いただきたい。令和9年度に高校総体、通称インターハイが南関東ブロックにて開催される。本市においては、平成26年度の南関東ブロック以来、13年ぶりに、JR新習志野駅前の千葉県国際総合水泳場において水球競技が開催される。なお前回開催の平成26年度は、同じ千葉県国際総合水泳場にて、水泳競技のうち競泳と飛び込みを開催している。その際は、選手、監督、役員及び観覧者、一般観覧者等の4日間の会期における延べ人数として約5万5,000人に全国よりお集まりいただいたところである。

また、2の目的を御覧いただきたい。教育活動の一環として高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とした大会となっている。

2ページの4(2)、千葉県の開催競技(種目)・会場地市町・競技日程・競技会場を御覧いただきたい。千葉県内での開催競技や会場地市町は、記載のとおりとなっている。県内では本市を含めた9市町にて各競技が開催され、本市では令和9年8月17日から同月20日までの4日間の競技日程にて水球競技が開催される。なお、競泳と飛び込みについては、東京オリンピックの会場にもなった東京都江東区の辰巳にある東京アクアティクスセンターにて、我々の水球競技と同日の8月17日から同月20日までの日程で開催される。

続いて、本市の実行委員会設立等の準備経過について口頭にて報告したい。令和8年7月2日に、市長を会長とし、また教育長ほか4名を副会長とした習志野市実行委員会を設立し、生涯スポーツ課、高校総体事務局にて鋭意準備に努めているところである。今後は、来月の10月11日に開催される第33回市民まつり「習志野きらっと2026」を皮切りに、市内で開催される各種イベント等において積極的な周知啓発を展開し、大会本番に向け盛り上げていきたい。

以上が概要及び今後の取組についての報告である、と概要を説明。

竹谷委員

現在、市内で水球をやっている部活動等はあるか、と質問。

近藤生涯学習部主幹

市内にある小中学校、県立を含めた高等学校において、水球部はないと認識している。なお、近隣では、県立幕張総合高等学校に部活動があるほか、県立船橋高等学校等々にあるという状況である、と回答。

竹谷委員

県の事業なので、市はそれを手伝うという形になっているのだと思うが、せっかく習志野市内にこういう施設があるので――今回の話とは全然関係がないので申し訳ないが、例えば、この施設

を使った事業を習志野市ではやっているか、と質問。

近藤生涯学習部主幹

今すぐに明確にお答えできないところもあるが、水泳授業などで使っている小中学校はないと認識している。また、我々生涯学習部、生涯スポーツ課も支援する水泳協会や千葉県水泳連盟等々が開催する大会等への支援はしっかりやらせていただいている現状である、と回答。

竹谷委員

今回、いろいろなPR等をして、習志野市もこの大会を応援する。せっかく市内に施設があるので、可能かどうかも分からないが、例えば、水害があったり、溺れたりといったことがある中で、小学校や中学校では、おそらく着衣泳をやっていると思う。しかしながら、実際に授業で行う着衣泳で本当に泳げるのかというところには疑問がある。せっかくこのような施設があるならば、年に何回か、市内のこどもたちから希望を募って、着衣泳を身につけさせる講座をやるといったことに活用されてもいいのかなと思う。この議題とは全く関係はないが、この施設を市内でもっと活用できるような、そしてこどもたちのためになるようなものを企画していただきたい、と意見。

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項（3）は終了した。

協議第1号　市立各小・中学校における天候悪化への対応について　　（学校教育課）

奥秋学校教育課長

協議第1号「市立各小・中学校における天候悪化への対応について」、説明する。

令和8年8月千葉豪雨を受け、県教育委員会から通知があり、その通知には、警報レベル3相当以上の危険情報が発表されている場合には、児童生徒及び教職員の生命、身体の安全確保を最優先とし、安全な登下校が困難と判断される場合には、無理に登下校させないことという記載があった。

本通知に対応し、さらに、これまでの課題解決も踏まえ、市立小中学校における天候悪化への対応について、全面改訂を行うものである。

2ページを御覧いただきたい。1の基本方針については、従前からの考え方である児童生徒の安全を最優先とするという方針に加え、「保護者が安心して就労できるよう、学校運営に配慮する。」という文言を新たに追加した。

3ページを御覧いただきたい。2－2－1の前日の対応について説明する。これまで臨時休業等の対応を記した文書を印刷、配布する必要があったため、12時までに学校教育課と校長会が協議を行い、教育長の承認を経て決定していた。今回の改訂では、保護者連絡システムであるテトルを活用することで、紙の配布を廃止し、協議及び対応決定を14時から15時の間に行い、16時までに保護者へ連絡することとした。これにより、全保護者が前日の夕方までに翌日の対応を把握できることになり、さらに、より新しい情報で臨時休業等の判断ができることとなる。

4ページを御覧いただきたい。2－2－3は、当日の対応について記載している。(1)にあるとおり、前日に臨時休業の判断を行った場合は、当日の警報の発令状況にかかわらず、休業を維持することとしている。(2)は、前日に通常登校と判断していた場合の対応である。予想に反して当日の天候が悪化していた場合は、朝5時を目安に、学校教育課と校長会が電話等で協議を行う。判断基準としましては、暴風、大雪もしくは暴風雪の警報、またはレベル3の大雨、土砂災害、氾濫もしくは高潮の警報、以上が発令されている場合、そして、レベル3以上の警報が発令されていない場合でも、線状降水帯の発生など著しい悪天候が予想される場合は臨時休業とする。臨時休

業か、通常登校かの判断結果は、各学校から保護者へ6時に配信する。なお、通常登校と決定し、連絡した場合であっても、保護者が危険と判断して児童生徒を家庭にとどめた場合は、欠席や遅刻の扱いとはしない。

(3)は、悪天候を全く予期していなかったが、当日の朝に天候が急に悪化した場合である。この場合も、警報及び悪天候を検知次第、学校教育課と校長会が協議を行って決定し、連絡するが、6時に間に合わなかった場合は、保護者判断が先となる。保護者が危険と判断して児童生徒を家庭にとどめた場合は、欠席や遅刻の扱いとはしない。その判断基準として、レベル3警報を確認するということになる。

5ページを御覧いただきたい。2－2－6では先ほど説明したレベル2以下の対応について、2－2－7では6時以降に警報等が発令された場合について記載している。

7ページ以降については、従来のものから変更した点はない。

加筆したものとして、9ページを御覧いただきたい。臨時休業等の意思決定をするまでの流れを示している。これにより、役割を明確にし、責任を持って対応していく体制を整える。

最後に11ページを御覧いただきたい。保護者、地域に向けた悪天候時の対応をフロー図にしてまとめた。このフロー図を各学校のホームページに掲載し、全校統一した表現にしてまいりたい。9月18日に市の災害対策会議にて説明したところ、始業後に警報が発令された場合についても掲載するよう指摘があったことから、その点について検討し、記載する予定である。

今後も児童生徒の安全を最優先に考え、天候悪化に対応してまいりたい、と概要を説明。

高橋委員

大きく前進したのではないかと思うが、1つ気になるのは、4ページの2－2－3の(2)、前日に通常登校と連絡した場合のところに「当日朝5:00時点で警報等を確認し」とあるが、2ページのフローチャートでは「当日6:00　気象庁「習志野市」の警報」とある。この辺が紛らわしい感じがするがいかがか、と質問。

奥秋学校教育課長

判断基準としては、基本的に、6時と認識していただきたい。ただ、6時から協議したのでは判断が遅くなってしまうということがあり、5時の段階で校長会と学校教育課で大まかに協議をして方向性は決定していくという内容である、と回答。

高橋委員

それで上手くいくような気はするが、私の性分なのかもしれないが、確認が6時なのか5時なのかというのが曖昧に感じる。

4ページの2－2－3にあるように5時に協議を開始するのは全然構わないが、警報を「判断する」のはつまるところ6時時点のものではないのか。6時前にもう判断をするのか。

2ページのフローチャートでは当日6時の警報で、臨時休校にするか否かを決めるとあるのに、なぜ2－2－3だけ5時の時点で「確認する」という言い方は、わざわざやっているのか。私には理解しがたい、と質問。

奥秋学校教育課長

一連の対応をしていく中で、誰がいつの段階で判断していくのかということを明確にしたという意図があり、5時を目安に検討していくという記載をしている。

判断については6時の警報ということだが、5時の段階で話し合う中で、たとえ警報が出ていなくても悪天候でこの後の登校は難しいだろうという場合には、発令がなくても休校の判断をすることがあり、その場合は、警報が出ていなくても、6時前に連絡をするとことも可能かと思っている。

ただ、話し合いの中で、臨時休業する必要はないと判断し、通常登校とした場合であっても、６時の段階で発令されることもあると思う。その場合は、発令された段階で臨時休業となると考えている、と回答。

小熊教育長

今頂いた御意見は、貴重な御指摘だと思う。

マニュアルは各学校長も読むので、同じような疑問が出ると思う。今頂いた御指摘については、もう少し整理をして、伝えていかなければならないと感じた。また、保護者が目にする大事な部分に関しては、そういう疑念が出ないようしなければならないので、整理をお願いしたいと、要望。

馬場委員

今は、天気が急変することも多いが、予報精度も上がっているので、休校等の判断も昔に比べればしやすくなっているのかなとも思う。いずれにしても、保護者が迷わないことが大事であるし、こどもたちの安全が第一であるので、しっかりと判断をしていただきたい。

ところで、3ページの２－２－2において、各家庭への連絡は前日１６時までにテトルで行い、その内容は臨時休業または通常登校とあるが、通常登校であっても配信するのか、と質問。

奥秋学校教育課長

全く心配がないという場合にあえて不安をあおるような連絡はしないという考えだが、台風が近づいていて予報円がかするか否か分からないようなときに限り配信するという認識である。

先日、名古屋市で発生した線状降水帯が関東に流れてくるかもしれないということがあったと思うが、その際も流すべきか否かについて議論をしたが、結局、連絡はせずに対応した。必ずしも連絡するということではない、と回答。

馬場委員

ケース・バイ・ケースで、難しいと感じた。一昔前の我が子たちが小さいときの話だが、当時は登校する日の朝6時の警報を各自で見て、警報が出ていたら休みで、出ていなかったら雨風がひどくても行くというような、大まかな感じだったと思う。

通常登校ということをわざわざ言うことがよいかどうかは迷うところであるが、ケース・バイ・ケースの判断は非常に難しく、いずれにしても、保護者が迷うような配信はするべきではないと思うがいかがか、と質問。

奥秋学校教育課長

おっしゃるとおり、何でもかんでも配信するのではなく、配信内容については、検討していきたい。

マニュアルに記載する必要があるのかどうかも検討はしたが、一番丁寧な方法とするならば、ある・なしを明確に伝えていくことであろうと考えて、記載するという判断をした。確実に通常登校まで伝える点については、不安をあおるような形にならないよう配慮していきたい、と回答。

馬場委員

１０ページの９、その他の(3)に職員は出勤を原則とするとある。やむを得ない場合は安全が確保されてから出勤するともあるが、全員が来られない場合を想定しているか。

例えば、放課後児童会は保護者が仕事に行くため悪天候でも開設するとのことで、放課後児童会の支援員が到着するまでは校内でこどもたちを預かると5ページの２－２－５に記載されている。その場合は職員が必要になるが、あまりの悪天候で職員が誰も来られないのにこどもだけ来てしまったということは起こり得ないのか、と質問。

奥秋学校教育課長

可能性の問題として、100%ないとは言い切れないところはある。しかしながら、教職員は勤務日であるから、基本的には、学校が休校になっても出勤することになっている。職員がたどり着けないほどの天候でこどもが来られるかどうか、言い換えれば、こどもが来られるのであれば職員も来られると思われるので、基本的には、職員の誰かはいると想定している、と回答。

馬場委員

人命第一であり、職員の安全確保も第一である。決して無理をさせないようにしていただきたい、と要望。

鎌田委員

前日は14時から15時の間で協議をして、16時までに連絡することになっている。ただ、翌日の6時に連絡するのであれば、それまでに協議する必要があるので、5時ぐらいに判断をして、6時までには連絡すると統一したほうがいいと思う。

また、前日に通常登校と連絡するのは翌日が怪しいからであるから、それならば、翌日6時の時点で変更する可能性もあると断りを入れて、翌日6時までにメールが来たら休校であることを匂わせておくのもよいかと思った。

そして、一番重要なのは、テトルであると思う。このテトルは本当に保護者全員に行き渡っているのか。また、見ていない保護者がいると困るので、「連絡を見た」という報告の機能はあるのか、と質問。

奥秋学校教育課長

まず、テトルの機能について、学校から配信した場合は既読か未読かを判別できるようになっている。例えば、急な天候悪化によって、保護者に下校時刻等を周知した場合、保護者が既読になって何の連絡もなければ保護者に伝わっているという判断ができ、反対に、未読のままであれば保護者は連絡自体を知らないと考えられるので、電話連絡をするなどの対応が可能となる。

また、前日判断の連絡に当たり、翌朝6時までに変更する可能性があることを事前に伝えておくことについては、我々もそのように検討してまいりたい、と回答。

高橋委員

大学等では、休校のときにはウェブサイト等で知らせている。例えば、朝6時の時点でレベル3以上の警報が出た場合には、基本的に1限目、2限目は休校にすると決めている。ところが、習志野市の学校にはそういう決まりはなく、教育委員会や学校からの連絡を待たなければならないシステムであるのか、と質問。

奥秋学校教育課長

学校からの連絡を待たなければならないということではなく、6時の段階で、レベル3以上の警報が出ていれば休校であると保護者は認識してよいと考えている。本当に休ませていいのかどうかが不安だと思うので、学校から、臨時休校であるという連絡をするという記載をここでしているという認識である、と回答。

高橋委員

保護者は、6時の時点でレベル3以上の警報であるというニュースが出ていれば休校だということを知っているという理解でよいか、と質問。

奥秋学校教育課長
保護者もそう理解されていると認識している。
ただし、今まではその警報がレベル4であったところ、令和8年8月千葉豪雨を受け、レベル3と県から通知があったので、そのことも踏まえた改訂となっている、と回答。

竹谷委員
今回は学校に行く前の天候悪化に係る対応であったが、学校に行ったあとに急に天候悪化があった場合のマニュアルはあるか、と質問。

奥秋学校教育課長
在校時、始業した後についてのことは、この後検討して、こちらに含めて記載をしたい。
現段階では、警報が発令されている限りは学校で留め置くことが、児童生徒の安全にとって一番いいのではないかと考えている、と回答。

竹谷委員
最近は、何が起こるか分からないということを前提に物事を考えないと、マニュアルどおりにいかない部分が結構出てくると思う。ぜひそういったことも検討していただき、マニュアルに合わないときにはどうするかというガイドを作る。先生個人に委ねるようなことも含め、現場ごとに最善の対策が講じられるような仕組みを作っていただきたい、と要望。

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

協議第2号　高校就学における支援の在り方について　（学校教育課）

奥秋学校教育課長
協議第2号「高校就学における支援の在り方について」、説明する。
1ページを御覧いただきたい。初めに、背景について説明する。高校生の教育費負担を軽減するための制度は、大きく分けて、高校入学前の支援と高校在学中の支援がある。高校在学中の支援については、県の制度として、③の就学支援金制度と④の就学のための給付金がある。
③の就学支援金制度は、授業料を支援する制度で公立高校の上限は月額9,900円となっているが、令和8年度から所得制限が撤廃された。また、④の就学のための給付金は、授業料以外の教育費負担を所得に応じて軽減する制度で、これも令和8年度から給付対象が拡大され、道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が18万2,500円未満まで、収入で申し上げると概ね490万円未満までの世帯が対象となった。これにより、在学中の負担軽減策が大きく、充実することになり、市の②育英資金制度、給付額は月額9,900円で授業料を踏まえた額となっているが、この教育費負担軽減を行う育英資金制度そのものの役割は終了したと判断している。
一方で高校入学前の支援については、市の①入学資金給付制度のみとなっている状況である。入学前に必要な費用については、例えば習志野高等学校の場合、制服、教科書、諸費用などを合わせると最大で13万7,000円が必要となる。
こうした状況を踏まえ、育英資金条例を段階的に廃止し、入学資金給付制度を充実させることで、さらに実効性のある教育費負担の軽減を図り、さらなる教育の機会均等に資することを目的として、今回の見直しを行うものである。
次に、入学資金給付制度の充実の概要について説明する。給付対象の変更内容は、表に記載

のとおりであり、対象者を準要保護世帯全てとするものである。給付額は、全日制が2万5,000円、通信制が1万円で、変更はない。なお、生活保護世帯については、生業扶助により入学準備のための費用が扶助されることから、対象外としている、と概要を説明。

小熊教育長が質疑なしと認め、協議第2号は終了した。

協議第3号　市立小学校における日本語指導教室の新設について　　（学習指導課）

田中学習指導課長

協議第3号「市立小学校における日本語指導教室の新設について」、説明する。

本件は、令和9年4月の開室を目指し、現在、市内の外国人児童生徒の状況や日本語指導における課題を踏まえ、教育環境の適正化を目的として検討を進めているものである。

1ページを御覧いただきたい。まず、文部科学省の調査による、公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移についてである。日本語指導が必要な児童生徒数は全国的に年々増加しており、千葉県も同様に推移している。今年度に、葛南教育事務所で外国人児童生徒等教育部会が新設されるなど、管内でも支援の拡充が求められている。

2ページを御覧いただきたい。習志野市外国籍児童生徒数の推移である。習志野市においても全国同様、年々増加しており、5年間で100名以上増加している。

3ページを御覧いただきたい。市内の学校別外国籍児童数の推移を見ると、特に袖ケ浦西小学校と実花小学校での増加が顕著である。袖ケ浦西小学校では、令和5年度から日本語指導教室を開室している関係で、大幅な増加に繋がっていると考えられる。

4ページを御覧いただきたい。外国籍児童生徒の国籍は多様であり、多くはアジア圏にルーツを持っていることが分かる。使用する母語も様々であるので母語支援も大切であるが、母語支援に限らず、円滑な学校生活のための日本語指導の重要性が求められる。

5ページを御覧いただきたい。各市立小学校に日本語指導が必要な児童数を調査したところ、袖ケ浦西小学校のほかに大久保東小学校、実花小学校に多く在籍していることが分かった。

6ページを御覧いただきたい。市内地域別の外国人の人口推移を確認したところ、直近5年間で市内東部地区、いわゆる東習志野、実花地区では500人以上増加していることが分かった。これは東部地区に工業地帯があることに起因するものと考えられ、今後も増加していくことが想定される。

7ページを御覧いただきたい。現在、日本語指導が必要な児童がいる小学校には全て言語・文化指導者の派遣を実施している。今後はより一層、支援を充実させる必要がある。

8ページを御覧いただきたい。令和5年度から、袖ケ浦西小学校において、日本語指導教室を開室して、支援を実施しているが、現在在籍する児童は袖ケ浦西小学校に在籍している児童がほとんどで、他校から通級として利用している児童は、近隣小学校からのみとなっている。これは、他校から通う場合は安全確保のため保護者の送迎を原則としていることに起因すると考えられる。

9ページを御覧いただきたい。掲載されている2つの表は、外国籍児童のうち、日本語指導が必要であると学校から報告があった人数を示している。黄色で示した部分が習志野市の東部地区に位置する学校であり、日本語指導が必要な児童が多く在籍していることが分かる。以上のことを踏まえると、市内の東部地区で日本語指導教室を新設し、外国籍児童の日本語支援の拡充を図ることが重要であると考える。

10ページを御覧いただきたい。候補地については、実籾小学校を考えている。理由は4点である。1点目は、先ほども述べたとおり、東部地区には工業地帯があり、外国人の増加が今後も想定される点である。2点目は、実籾小学校は東部地区の中心に位置し、保護者の送迎もしやすい

と考えられる点である。3点目は、実籾小学校が小規模特認校だからである。袖ケ浦西小学校と同様、外国から転入する場合、居住地にかかわらず実籾小学校を転入先として選択しやすいというメリットがある点である。4点目は、実籾小学校からのアクセスがよい点である。実籾小学校は最寄りの実籾駅から徒歩6分から7分の場所に位置しており、近隣小学校に限らず、電車を利用しての通学が可能となる。また、小学校4年生以上は自力通学が可能なこともあり、駅から近いことは、その点においてもメリットとなる。

11ページを御覧いただきたい。開設予定教室の概要は記載のとおりである。先日、実籾小学校へ教室状況の確認に伺った際、教室については確保できており、4月からの開室が可能であることが分かった。実籾小学校が検討している教室候補が複数あるため、今後、設備等の費用面、運用面、児童の実態等を踏まえて、学校と協議の上、決定していきたい。教科書、指導書等に関しては、今後、千葉県が作成した日本語指導用の教科書である「つながる日本語」のボリューム1から5までを使用することを基本とし、袖ケ浦西小学校のものを参考にしながら、他自治体のホームページにある無料ダウンロードできる教材を準備します。今後、必要な教材、備品等の整備を進め、開室後の指導の充実を図る予定である。今後、日本語指導の児童に対して資料を配布し、入室希望の確認をしていく予定であり、最終的には令和8年12月までに入室予定者を決定していく、と概要を説明。

竹谷委員
これは、授業自体を全部、実籾小学校で受けるということになるのか、それとも、授業は自分の通っている小学校で受け、日本語の勉強は新たに実籾小学校に行ってするのか、と質問。

田中学習指導課長
実籾小学校に在籍している支援が必要な外国籍の児童に関しては、日本語指導教室に通級するという形で、日常は通常の学級で授業を受けることになる。
他校に在籍している児童に関しては、実籾小学校の通級指導教室に、保護者の引率もしくは4年生以上であれば自力で、実籾小学校に移動して数時間の指導を受けるという形になる、と回答。

竹谷委員
2つの学校の授業を掛け持つような形になると理解した。
外国籍の方が、1つのクラスに入れる上限ないしは適正人数というのはあるか、と質問。

田中学習指導課長
通級指導教室の1クラス当たりの在籍数は、18名となっている、と回答。

竹谷委員
通常の教室の場合はどうか、と質問。

田中学習指導課長
通常学級は、35名となっている、と回答。

竹谷委員
35名の中に、外国籍の方は何名、というのはあるか、と質問。

田中学習指導課長
35名の中で、外国籍の児童については何名までという決まりは特にない、と回答。

竹谷委員
外国籍の児童の割合がどんどん増えてきた場合の対応を考えているか、と質問。

田中学習指導課長
外国籍の児童が増えた場合には、言語・文化指導者を配置して指導をすることになる。そのほかは、実籾小学校に開室するこの通級日本語指導教室で対応していきたい、と回答。

竹谷委員
一般の通常クラスで、外国籍の児童が入ることは、いろいろなコミュニケーションができる点でプラスだと思うが、日本語が理解できないと授業の妨げになったり、授業が進まなくなったりといったことがあると思う。
人数が増えたときのことを早めから考えておく必要があると思う。例えば、授業は通級でやりながら、何らかの別にコミュニケーションがとれる場を作るとかもあるだろう。要するに、人数がそんなに増えないうちから、一般の授業が適切に進むような形でやっていくための対応を少しずつ検討していただいたほうがいいと感じた、と意見。

田中学習指導課長
竹谷委員の御指摘のとおり、通級日本語指導教室に行って日本語の指導や文化を学びつつ日常生活に溶け込んでいく、という上では、担任の教員も心を砕いて細かく支援をしているところである、と回答。

鎌田委員
保護者が送り迎えをしなければならないということを考えると、児童が多い実花小学校に設けたほうがいいのではとも思ったが、実籾小学校に設けた理由は、距離的に3つの小学校の真ん中にあるということもあるが、今後外国籍の児童が増えることも容認されるぐらいのキャパシティーがあるという考えもあるか、と質問。

田中学習指導課長
実籾小学校にしたい理由については、駅から近く、通級で通いやすいという点がある。また、東部地区の中でも実花小学校では端になってしまう。
キャパシティーにつきましても、実籾小学校については、１教室は確保できると確認している。個別の支援はおおむね５人ないし６人で行うので、今後外国籍の児童が増えた場合もすぐに2つの教室が必要というのではなく、１つの教室で対応できることから、当面は問題ないと考えており、実籾小学校で準備を進めたいと考えている、と回答。

鎌田委員
今実花小学校に通っている児童や家族の中で、実花小学校に欲しいという人もいるのではないかと思うが、その辺りの意識調査をしたか伺いたい。
また、2ページで、外国籍の児童生徒数について小学校が多く、中学校が少ない理由は何か、と質問。

田中学習指導課長
１点目については、特に実花小学校で改めての調査はしていないが、実花小学校でも何人かいることから、今後、実籾小学校への通級や転校に含めて、学校や保護者にも丁寧に説明をして

いきたい。
　２点目については、確実にこの理由であるというわけではないが、小学校は6学年の人数であることに対し、中学校は3学年の人数であるため、およそ半分前後になっているものと考えている、と回答。

　馬場委員
　令和9年4月からの開室だが、日本語指導をされる先生の数は確保できているか、と質問。

　田中学習指導課長
　どれくらいの児童数があり、どれくらいの教員が必要かというところにもよるが、県には要望をしていきたい、と回答。

　小熊教育長が質疑なしと認め、協議第3号は終了した。

その他

　小熊教育長
　先ほどの報告事項(2)において保留となっていた質問「平日の部活動の地域展開について」回答していただきたい、と発言。

　田中学習指導課長
　平日の部活動の地域展開については、スポーツ庁から示されている資料である部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインによると、休日に関しては令和13年度までに、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すとなっているが、平日に関しては各種課題を解決しつつ、さらなる改革を推進するため、まずは、国において実現可能な活動の在り方を検証していくということである。まだ決まっていないというところであり、今後、国の動向を注視しながら、対応を考えていきたい、と回答。

　小熊教育長が質疑なしと認め、その他は終了した。

＜協議第4号については非公開＞

協議第4号　鷲沼小学校用地の取得について　（教育総務課）

　協議第4号は終了した。

　小熊教育長
　令和8年習志野市教育委員会第9回定例会の閉会を宣言